

# 障害児通所支援事業所の運営上の留意事項

・本資料は、現時点の基準、制度等について記載しています。  
 制度や基準等は、今後、改正（変更）される場合もあります。  
最新情報にご注意ください。

## （目次）

I 指定基準、報酬算定基準等	1
【1】法令遵守（基準等の遵守）、適正運営の確保	
【2】サービスの定義、対象者、事業者指定と給付費の仕組み	
【3】指定基準の概要	
【4】「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」の資格要件	
【5】「児童発達支援管理責任者」の資格要件	
【6】報酬の算定（請求）に関する注意事項等（基本）	
【7】減算について	
【8】放課後等デイサービスの基本報酬の区分	
【9】児童発達支援の基本報酬の区分	
【10】加算等について	
II 届出・報告等について	30
III 業務管理体制の整備と届出等について	41

## I 指定基準、報酬算定基準等

### 【1】法令遵守（基準等の遵守）、適正運営の確保

#### 1 基準等の遵守、報酬の正確・適正な請求（算定）について

《ご注意ください。》

障害児通所支援事業は、公費で運営される公的な事業です。事業者には、サービスの質の確保に加えて、指定基準、報酬算定基準をはじめとする各種の法令（基準）等を遵守した適正な運営の実施が求められます。

#### （1）基準等の遵守、報酬の正確・適正な請求（算定）

- ・指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）その他関係法令等については、指定の時点だけでなく、その後の運営においても継続して適合している必要があります。
- ・報酬の算定（請求）にあたっては、指定基準のほか、報酬の算定に関する基準の要件を満たし、算定基準に基づき正確な請求が行わなければなりません。
- ・基準等への適合状況は、常に確認が必要です。特に、報酬の請求時、職員の変更、勤務体制の変更等の際には、十分な確認が必要となります。

◎ 報酬の算定（請求）については、次の条件を満たしていなければならない。

- ・指定基準や報酬の算定基準を満たしていること。
- ・減算要件に該当する場合は、減算して請求しなければならないこと。
- ・加算等の要件を満たさない場合は、加算等は、請求できないこと。  
加算等の要件を満たさなくなった場合は、請求を中止しなければならないこと。

→ 報酬の請求にあたっては、サービス提供の実績、職員の勤務実績を確認し、算定基準に基づき、正確な請求を行わなければならない。

#### （2）各種届出・報告等

- ・事業者は、児童福祉法等に基づき、届出等の必要な事項（管理者・児発管の変更、報酬体制等の変更（加算、減算の追加変更廃止等）、運営規程の変更など）が生じている場合は、届出等を行わなければなりません。（定員の増減は変更指定申請が必要）

#### （3）指定の有効期限と更新

- ・指定の効力には、6年間の有効期限があります。つまり、6年ごとに更新の申請を行い、指定の更新を受けなければその効力を失うこととなります。指定基準を満たしていないときは、指定の更新はできません。（休止等により人員基準を満たさない場合等も、更新できない。）

#### 2 指導監査、行政処分等

事業の適正運営の確保を図るため、児童福祉法等により、各種制度が定められています。

#### 指導・監査、行政処分、報酬返還等

○指導・監査 ○勧告 ○行政処分（指定の取消し、効力停止、改善命令等）

○公表 ○報酬の返還 ○加算金徴収 など

※ 次のような事項は、行政処分の事由になり得る。

不正の手段による指定・更新（虚偽申請）、指定基準違反、児童福祉法第21条の5の17第3項違反、不正請求、監査の拒否妨害等、虚偽報告答弁等、児童福祉法その他保健医療福祉に関する法令違反等、通所支援に関し不正・著しく不当な行為、労働関係の法律による罰金刑、法人や役員等が欠格事由に該当 他

### 3 基準等の種類

- ・以下、代表的なものを掲げています。

<b>(1) 法律等</b>	児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
<b>(2) 指定基準</b> —〔人員、設備及び運営に関する基準〕	<p>※ 指定基準は、児童福祉法に基づき前橋市の条例で定められていますが、条例は、厚生労働省令で定める基準に基づいて定められていますので、下記の省令を御確認ください。 (法人格要件等は、児童福祉法及び同法施行規則の規定に基づき条例に規定)</p> <p>① ー1 厚生労働省令（基準省令）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）</li></ul> <p>① ー2 前橋市条例（基準条例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第35号）</li></ul> <p>② 通知（指定基準の解釈通知等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（厚労省通知（平成 24 年障発 0330 第 12 号））</li><li>・その他関係通知</li></ul> <p>③ Q &amp; A 等</p> <p><input type="checkbox"/> 職員の資格要件についても確認が必要です。 「児童発達支援管理責任者」、「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」等</p>
<b>(3) 報酬の算定に関する基準</b> —〔基本報酬、加算、減算等に関する基準〕	<p>指定基準のほか、報酬の算定（請求）にあたっては、<b>報酬の算定に関する各種基準</b>も満たしている必要があります。</p> <p>① 報酬算定基準（厚生労働省告示）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号） +「関係告示」・厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 128 号）<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号）</li><li>・厚生労働大臣が定める基準及び割合（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号）</li><li>・厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号）等</li></ul></li></ul> <p>② 通知（報酬に関する留意事項通知等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する 基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（厚労省通知（平成 24 年障発 0330 第 16 号））</li><li>・福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（厚生労働省通知（令和2年障発0306第1号））</li><li>・その他関係通知</li></ul> <p>③ Q &amp; A 等（障害福祉サービス等報酬改定に関するQ &amp; A 等）</p>
<b>児童福祉施設の基準</b> ・・・児童発達支援センターの場合	
<p>※ センターは、児童福祉法上の「児童福祉施設」に該当します。指定基準のほか、下記の基準も満たす必要があります。 * 総則と児童発達支援センターの部分と両方参照のこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）</li><li>・前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 38号）</li></ul>	

## 【2】サービスの定義、対象者、事業者指定と給付費の仕組み

### — 児童発達支援、放課後等デイサービス —

#### 1 サービスの定義、対象者等

##### 【児童発達支援】

- (1) **事業（サービス）の定義・内容**（児童福祉法、事務処理要領）
  - ・ 下記（2）の対象者を事業所（施設）に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
- (2) **対象者**（児童福祉法、事務処理要領）
  - ・ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。  
具体的には、
    - ① 市町村等が行う乳幼児検診等で療育の必要性があると認められた児童
    - ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
- (3) **事業の基本方針**（指定基準）
  - ・ 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な措置及び訓練を行うものでなければならない。

##### 【放課後等デイサービス】

- (1) **事業（サービス）の定義・内容**（児童福祉法、事務処理要領）
  - ・ 下記（2）の対象者を事業所（施設）に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う。
- (2) **対象者**（児童福祉法、事務処理要領）
  - ・ 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障害児。
- (3) **事業の基本方針**（指定基準）
  - ・ 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

#### 2 事業者の指定と報酬（障害児通所給付費等）

- (1) 障害児通所給付費の制度
  - ・ 指定障害児通所支援を提供した場合の費用（報酬）については、市町村（財源：国、県、市町村負担）から障害児通所給付費が支給される。利用者（保護者）も、費用の一部を負担する。
    - \* **費用の額**・・・報酬算定基準（厚生労働省告示）に定められている。  
（利用者1人あたりの1日の単価が定められている。）
    - 利用者負担額・・・原則、上記費用の額の1割。ただし、世帯の収入等に応じて1ヶ月の負担上限額が設定されており、その範囲内での負担となる。
    - 障害児通所給付費・・・費用の額から利用者負担額を控除した額  
（給付費は、通常、事業者が市町村から代理受領する。）
- (2) 市町村から給付費を受け取るためには
  - ・ 利用者は市町村の支給決定を受けている必要がある。給付費は、市町村が決定した支給量の範囲内で支給される。
  - ・ 事業者は、障害児通所支援事業者として、前橋市から指定を受けていることが必要となる。  
（指定の単位は事業所単位）

◆制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

### 【3】指定基準の概要 \*概要です。必ず基準及び通知の内容を確認してください。

#### 1 法人格に関する基準

「法人格」を有していること。

※社会福祉法人、NPO法人、株式会社等、営利・非営利は問わない。

○定款に当該事業を実施する旨の記載があること。

（記載例）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

#### 2 欠格事由等に該当しないこと

○児童福祉法（第21条の5の15等）に規定する指定できないケース、指定を行わないケースに該当しないこと。

○法人及びその役員等（当該申請に係る障害児通所支援事業所の管理者含む）が児童福祉法第21条の5の15第3項各号のいずれにも該当しないこと。

（申請法人と密接な関係を有する法人が指定の取消しを受け、法第21条の15第3項第7号に該当する場合も欠格事由に該当）

#### 人員、設備及び運営に関する基準

→次ページ以降

### 3 人員配置に関する基準 \* H29.4、H30.4 改正

#### (1) 指定児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に配置すべき人員

( 重心対象除く、センター除く)

##### 《従業者》

##### ア 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

- ① 「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」の合計数【専従】  
(サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら(専従で)当該サービスの提供にあたる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数)  
→ 障害児の数が10人までのとき・・・2人以上  
障害児の数が10人超～15人までのとき・・・3人以上  
障害児の数が15人超～20人までのとき・・・4人以上  
障害児の数が20人超～25人までのとき・・・5人以上 (25人超～ 略)
- ② 上記①のうち、1人以上は、常勤でなければならない。  
③ 上記①のうち、半数以上は、「児童指導員又は保育士」でなければならない。

##### ※注意

- ※1 上記の人員基準上必要な数の職員については、全て、児童指導員か、保育士か、障害福祉サービス経験者のいずれかの要件を満たす者でなければならない  
資格要件あり (◇資格要件→児童指導員等の資格要件のページ参照)  
・「児童指導員」→「指導員」とは異なり、資格要件あり  
・「障害福祉サービス経験者」→障害福祉サービスの範囲や年数等の要件あり
- ※2 上記①のうち、1人以上は、常勤であること。  
※3 上記①のうち、半数以上は、「児童指導員又は保育士」であること。  
※4 「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」の合計数は、サービス提供時間帯を通じて、人員基準に定める必要数が常に配置されていなければならない。(→不足する日、時間帯があってはならない。)  
また、③の「半数以上」についてもサービス提供時間帯を通じて、常に規定の数が配置されていること。(→不足する日、時間帯があってはならない。)
- ※5 専従であること。  
従業者の当該事業所(当該サービス)における勤務時間中に、当該サービス以外の職務に従事してはならない。(同一時間帯に他の事業等との兼務等は不可)  
\*勤務体制表には、各従業者の勤務時間は、当該サービスに専従できる時間を記載すること。  
(例えば他の事業と兼務する職員がいる場合は、それぞれの事業の勤務時間を明確に区分し、当該サービスに専従で勤務する時間のみを記載。)
- ※6 定員ではなく、実際の児童の数に応じた配置が必要となる。(定員超過の場合は注意)  
\*定員超過は、やむを得ない事情がある場合に限られる。  
また、一定範囲を超える定員超過は、減算の対象となる。

##### イ 児童発達支援管理責任者

- 1人以上【専任かつ常勤】

##### ※注意

- ・専任かつ常勤であること。
  - ・当該事業所(当該サービス)の管理者との兼務は可能。
  - ・児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、指導員等の数には、含めることはできない。(算入できない)。
- 資格要件  
「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者であること。  
◇資格要件 → 児発管のページ参照
- 責務・業務
- ・放課後等デイサービス計画(児童発達支援計画)(個別支援計画)の作成等
  - ・相談及び援助
  - ・他の従業者に対する技術指導及び助言

<p><b>ウ 機能訓練担当職員</b></p> <p>○日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、配置しなければならない。        (当該職員が単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら(専従で)、当該サービスの提供を行う場合は、アの合計数に含めることができる)</p>
<p>《管理者》</p> <p>○1人【専従】(一定の場合兼務可)</p> <p>○責務・業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。</li> <li>・事業所の従業者に対し、指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。</li> </ul> <p>○管理業務を行える者を配置する。</p>

\*注意

<p><b>常勤とは</b></p> <p><u>当該事業所(当該サービス)における勤務時間</u>が、当該事業所(当該サービス)において定められている<u>常勤の従業者が勤務すべき時間数</u>(ただし、1週間に32時間を下回らないこと)に達していること。</p>
---

\*注意

<p>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <p>「<u>基準上必要な員数</u>」の考え方</p> <p>□1 <b>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数</b></p> <p>サービス提供時間帯を通じて、規定の数(人員基準に定める必要数)が常に配置されていなければならない。(不足する時間帯があってはならない。)</p> <p>* なお、<u>人員基準上必要な数を超えて配置されている職員</u>については、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者である必要はない。</p> <p>□2 <b>児童指導員又は保育士の数(半数以上の考え方)</b></p> <p><u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないが、この半数以上についても、サービス提供時間帯を通じて常に確保されていなければならない。</u>(不足する日、時間帯があってはならない。)</p> <p>* なお、この半数以上は、<u>人員基準上必要となる数の半数</u>でよい。</p> <p>(例) 利用者数10人以下だが、人員基準を超えて2名加配し、合計4人配置している場合、児童指導員又は保育士の数は、4人のうち2人ではなく、人員基準上必要な数(2人)のうちの半数(1人)以上でよい。</p> <p>* <b>定員超過の場合は人員基準上必要な数が増加するので注意。</b></p>
--

(2) 指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所に配置すべき人員

(重心対象の場合)(センター除く)

\* 主たる対象：重症心身障害児の場合(センター除く)

《従業者》 \* H30.4 改正

- ① 嘱託医 1人以上
- ② 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師) 1人以上
- ③ 児童指導員又は保育士 1人以上
- ④ 機能訓練担当職員 1人以上
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 1人以上

- ※1 各職種(嘱託医除く)は、サービス提供時間帯を通じて、1人以上配置されていることが必要。
- ※2 ただし、機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯は、配置しないことができる。
- ※3 児童指導員又は保育士が必要。(指導員では基準を満たさない)
- ※4 児童指導員には資格要件あり(指導員とは異なる)  
(◇ 資格要件→児童指導員等資格要件のページ参照)
- ※5 児童発達支援管理責任者…資格要件、責務は(1) - A参照  
(◇ 資格要件→児発管のページ参照)

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (平成30年3月31日事務連絡 一部抜粋)

< 問114 機能訓練担当職員の配置 >

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいのか。

< 回答 >

重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がないことは想定されていない。

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事務所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

《管理者》…上記(1) - A参照

注意 「**重症心身障害児**」の報酬単価の算定(請求)について

重心の報酬単価を算定する場合は、次の2つの要件を満たしている必要がある。

- ①事業所が**重心対象の基準**を満たしていること。( + 届出が行われていること)
- ②当該障害児が**重症心身障害児**であること。

\* **重症心身障害児**とは

重度の知的障害と重度の肢体不自由が**重複**している児童。児童相談所の判定を踏まえ**市町村**が認定。

→ **重心対象の基準**を満たしていない事業所は、重心の報酬単価は算定できません。

→ **重症心身障害児ではない児童**については、重心の報酬単価は算定できません。

(通常の単価で請求→児発：区分I、放デイ区分1の1 ※報酬告示を参照のこと。)



## 4 設備に関する基準

※ 児童発達支援事業所は、「放課後等デイ」を「児童発達支援」に読み替えてください。

◆ 制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

- 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備・備品等を設けなければならない。
  - 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
  - 設備及び備品は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業に供するものでなければならない。
    - ※ 廊下等について、当該法人の他の障害福祉サービス等との共用が認められる場合もある。
  - 指導訓練室
    - ・ 指導訓練室の1名あたりの床面積（目安）・・・2.47㎡以上  
（児童発達支援センターに限る。）  
（活動内容等を考慮し、この2～3倍の広さを有する事業所もある）
  - サービス提供に必要な設備  
便所、洗面所（手洗いスペース）、事務室、相談室（事務室内相談スペース）、玄関、その他、利用者の特性（障害）や活動内容等に応じた必要な設備を検討  
例： 静養室、調理室、浴室（シャワー）、おむつ交換スペース、車いす置き場、ベッド・マットのスペース、洗濯室、汚物処理室、遊戯室、更衣室、駐車場など
- ※設備は、定員、利用者（障害）の特性、活動の内容等に応じた広さ・構造であること。安全性、快適性、防災、保健衛生（採光、換気等含む）にも配慮が必要。

### ◎ 消防法、建築基準法、都市計画法その他関係法令等の遵守

- 新築、既築にかかわらず、消防法や建築基準法等の法令の基準、要件を満たす必要がある。
  - 管轄の消防や建築担当部局等に確認し、要件を満たすこと。
- \* 特に、消防法や建築基準法については、「児童の命」を守るうえで重要な法令のため、基準を満たす見込みでの申請はできない。必ず、基準を満たしたうえでの申請を行うこと。
- \* 都市計画法、農地法、食品衛生関係の基準等の手続きが必要な場合があるので、こちらも確認し、手続きが必要な場合は完了すること。

## 5 運営に関する基準について

※ 児童発達支援事業所は、「放課後等デイ」を「児童発達支援」に読み替えてください。

◆ 制度や基準等は改正（変更）される場合があります。最新情報に注意。

\* 以下は概要です。必ず基準及び通知の内容を確認してください。

### 開所時間減算について【報酬算定基準】

- ・ 運営規程に定める営業時間（送迎のみを実施する時間は含まれない）が一定時間に満たない場合は減算対象となる。（利用者の都合等により利用時間が短くなる場合を除く）
  - ▽6時間未満 15%減算
  - ▽4時間未満 30%減算

\* 放課後等デイサービスについては、学校授業日は、減算対象外。

\* ここでいう運営規程に定める営業時間とは、受け入れ可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たしている時間のことをいう。

### 利用定員

- ・ 10人以上でなければならない。（重心対象の場合、多機能型の場合の例外あり）

### 定員の遵守

- ・ 利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### 放課後等デイサービス計画（個別支援計画）の作成

- ・ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記

載した計画を作成しなければならない。

- ・計画の作成（変更）にあたっては、基準に定める手続き、プロセスを経て行わなければならない。

〔手続き等の概要〕（詳細については、基準を確認）

- ・アセスメント及び支援内容の検討、保護者及び障害児への面接、サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議、保護者及び障害児への説明及び文書による同意、計画の交付など
- ・計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

#### 運営規程

- ・事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ・利用定員
- ・サービスの内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・通常の事業の実施地域
- ・利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・主たる対象障害を定めた場合には当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

#### 勤務体制の確保

- ・事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しなければならない。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務を除く。）
- ・従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### 掲示

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

-----  
\* 以上は、運営基準の一部を抜粋要約したものです。

このほかにも各種基準があります。必ず、全ての基準を確認してください。

- 利用定員
- 内容及び手続の説明及び同意
- 契約支給量の報告等
- 提供拒否の禁止
- 連絡調整に対する協力
- サービス提供困難時の対応
- 受給資格の確認
- 通所給付費の支給の申請に係る援助
- 心身の状況等の把握
- 事業者等との連携等
- サービスの提供の記録
- 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等
- 通所利用者負担額の受領
- 通所利用者負担額に係る管理
- 通所給付費の額に係る通知等
- サービスの取扱方針
- 個別支援計画の作成等
- 児童発達支援管理責任者の責務
- 相談及び援助
- 指導、訓練等
- 社会生活上の便宜の供与等
- 緊急時等の対応
- 通所給付決定保護者に関する市町村への通知
- 管理者の責務
- 運営規程
- 勤務体制の確保
- 定員の遵守
- 非常災害対策
- 衛生管理等
- 協力医療機関
- 身体拘束等の禁止
- 虐待、児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
- + 障害者虐待防止法 + 児童福祉法第21条の5の17第3項（人格尊重、忠実義務等）
- 秘密保持等
- 情報の提供、虚偽・誇大広告の禁止
- 利益供与等の禁止
- 苦情解決
- 地域との連携等
- 事故発生時の対応
- 会計の区分
- 記録の整備 など
- ◎評価・改善及び公表の実施（事業者には、以下の事項の実施も義務づけられています。）
- ・サービスの質について、基準で定める事項について自己評価を行うとともに、保護者の評価を受けて、改善を図ること。
- ・評価及び改善の内容を、年1回以上、インターネットの利用等により公表すること。

## 【4】「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」の資格要件

\*注意 「児童発達支援管理責任者」、「児童指導員」、「障害福祉サービス経験者」の実務経験の対象となる範囲はそれぞれ異なります。間違えないように御注意ください。

### 1 **児童指導員**の資格要件

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年省令第63号）」第43条第1項各号のいずれかに該当する者

#### ◎「児童指導員」に該当する者（主なもの）

- 社会福祉士の資格を有する者
- 精神保健福祉士の資格を有する者
- 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）または外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
- 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 高等学校を卒業した者等<\*1>であって、2年以上児童福祉事業<\*2>に従事した者
- 教育職員免許法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる免許状を有する者であって、群馬県知事が適当と認めたものなど
- 3年以上児童福祉事業<\*2>に従事した者であって、県知事が適当と認めたもの
- 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設<\*3>を卒業した者<\*4>

<\*1> 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

<\*2>ここでいう「児童福祉事業」とは

社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業

<\*3> 社会福祉概論、社会保障論、公的扶助論、高齢者福祉論、介護概論、障害児・者福祉論、医学一般、法学、心理学、社会学、児童福祉現場実習、児童福祉現場実習指導、などを履修する社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七条第四号や精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条第四号で定める施設である学校教育法に基づく短期大学等

<\*4>指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）などが厚生労働省令で定める「指定施設」（保健所、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設、病院及び診療所等ほか多数）において一年以上相談援助の業務に従事した者

## 2 **障害福祉サービス経験者**の要件

高等学校を卒業した者等<\*ア>であって、2年以上「**障害福祉サービス**」<\*イ>に係る業務に従事したもの

<\*ア> 上記1の<\*1>に同じ

<\*イ> ここでいう「**障害福祉サービス**」とは

(基準省令第3条第3項において、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスと定義)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

( \* 制度改正等による変更あり)

---

### 注) 従事年数、従事日数の取扱い

1 年以上の**従事経験**とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。(例えば3年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が3年以上、従事日数540日以上)

## 【5】「児童発達支援管理責任者」の資格要件

### 1 児童発達支援管理責任者の資格要件

#### （1）資格要件

次の①及び②について、いずれも満たしていること

① 実務経験の要件を満たしていること

・要件 別添資料（要約版）参照 \* H31.4改正

② 研修修了の要件を満たしていること

研修は、旧制度においてはア及びイ、新制度においては、ア、イ及びウの研修をすべて修了していること

（旧制度：～平成31年3月31日）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修

※旧体系研修受講者は、令和5年度末までに更新研修の受講が必要ですので計画的な受講をお願いします。（以後5年毎に受講）

更新研修実施年度	受講対象者：児童発達支援管理責任者等研修修了年度別
令和元年度更新研修	平成18～21年度の研修修了者
令和2年度更新研修	平成22～24年度の研修修了者
令和3年度更新研修	平成25～27年度の研修修了者
令和4年度更新研修	平成28～30年度の研修修了者
令和5年度更新研修	令和4年度までに受講できなかった者

（群馬県HPより抜粋）

（新制度：平成31年4月1日～）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者等基礎研修

ウ：サービス管理責任者等実践研修（令和3年度より実施）

※サービス管理責任者等研修は、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施されます。

※実践研修を受講するためには、基礎研修受講後、2年以上の実務経験が必要

※実践研修修了後、5年毎に更新研修を受講

【令和元年度～令和3年度までの経過措置】

実務経験を満たして基礎研修を修了した場合は、基礎研修終了後3年間は、実践研修修了者としてみなし、従事が可能（ただし、基礎研修修了後の3年間に実践研修を修了する必要あり）

## (2) 実務経験要件に関する注意

◎ 研修の修了者が必ずしも実務経験要件を満たしているとは限りません。別途、実務経験証明書で確認が必要です。

- ① 次のような場合は、実務経験の要件を満たしません。
  - ・ **対象外**の施設、事業所等で従事 → ×
  - ・ **直接支援、相談支援の定義に該当しない業務**に従事 → ×  
例：管理者（施設長、園長）の業務は対象外  
※対象施設・事業所等や直接支援、相談支援の定義等は、  
資料「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について」等を確認
- ② 実務経験要件の改正により、児童発達支援管理責任者の実務経験要件は、サービス管理責任者とは異なる要件になりましたので、ご注意ください。
- ③ 1年以上の実務経験とは  
業務従事日数が1年あたり、180日以上あること。
- ④ 期間のカウントに関する注意
  - ・ 端数を切り上げることはできません。 例：11ヶ月 → 1年ではない
  - ・ 「見込み」では要件を満たしません。 例：研修申込時の実務経験見込証明書 → ×
- ⑤ 期間を短縮することができる資格の範囲
  - ・ **対象となる資格は限られています**。該当するかどうかよく確認してください。

## 2 報酬の請求（減算等）に関する注意

**児童発達支援管理責任者の要件を満たす者を配置できない場合や常勤・専任で配置できない場合**

- ・ 指定基準違反に該当します。
- ・ 報酬の減算等の取扱い → 減算の説明ページ参照

## 3 児童発達支援管理責任者に関する届出について

次の場合は、前橋市への届出を行わなければならない。

新規就任・変更、要件を満たす者を配置できなくなった場合や常勤・専任等の配置基準を満たさなくなった場合

**注意** 施設・事業等については、各法令で規定する定義に該当するものである必要があります。例「障害者支援施設」→ 障害者総合支援法上の「障害者支援施設」であることが必要。

---

## 児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

\*平成 31 年 4 月改正

### 実務経験の要件を満たす者

下記①～③のいずれかに該当する者とする。

① 1 及び 2 の期間が通算して 5 年以上であって、かつ、もし当該期間において 5-I の期間がある場合はその期間を除いた期間が 3 年以上である者

② 3 の期間が通算して 8 年以上であって、かつ、もし当該期間において 5-II の期間がある場合はその期間を除いた期間が 3 年以上である者

③ 1 ～ 3 の期間を通算した期間から、5-I、5-II の期間を除いた期間が 3 年以上であって、かつ 4 の期間が通算して 5 年以上である者

### 1 相談支援業務

以下のアからキに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア
  - ・ 地域生活支援事業の従事者
  - ・ 障害児相談支援事業の従事者
  - ・ 身体及び知的障害者相談支援事業の従事者
- イ
  - ・ 児童相談所の従業者
  - ・ 児童家庭支援センターの従業者
  - ・ 身体及び知的障害者更生相談所の従業者
  - ・ 精神障害者社会復帰施設の従業者
  - ・ 福祉事務所の従業者
  - ・ 発達障害者支援センターの従業者
- ウ
  - ・ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
  - ・ 老人福祉施設の従業者
  - ・ 精神保健福祉センターの従業者
  - ・ 救護施設及び更生施設の従業者
  - ・ 介護老人保健施設の従業者
  - ・ 地域包括支援センターの従業者
- エ
  - ・ 障害者職業センターの従業者
  - ・ 障害者就業・生活支援センターの従業者

- オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ 病院、診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者
  - (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
  - (2) 訪問介護員2 級以上に相当する研修を修了した者
  - (3) 4別表の国家資格等を有する者
  - (4) 上記のオからオに掲げる業務に1 年以上従事した者
- キ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

## 2 直接支援業務（有資格者A）

以下のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上の研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」）が、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア ・障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
  - ・老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
  - ・療養病床の従業者
- イ ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者
  - ・老人居宅介護等事業の従事者
- ウ ・病院、診療所、薬局の従業者
  - ・訪問看護事業所の従業者
- エ ・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者
- オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

## 3 直接支援業務（資格なし）

上記2のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間。



## 4 有資格者B

別表の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

別表「国家資格等」

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

### 5-I 以下の期間

- 以下のア及びイを合算した期間

ア 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、**相談支援の業務**に従事した期間

イ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、**直接支援の業務**に従事した期間

### 5-II 以下の期間

ア 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

注1) **就任時点**での実務経験年数とする。

※「見込み」は不可。

研修の受講は、年度末時点での「見込み」の実務経験で受講可能な場合がありますが、実際に就任する際は、見込みでは不可。

注2) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。(例えば5年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が5年以上、従事日数900日以上)

注3) 常勤、非常勤を問わず、注2)の期間と日数の両方を満たすことが必要となる。

## 参考 児童発達支援管理責任者の実務経験の例

### ◎「有資格者A」の方が、2の直接支援業務に従事した場合の例

この場合、「2」の直接支援業務に該当する実務経験の期間が5年以上あって、かつ、その期間の中に、「5-I」に該当するもの（老人施設(介護保険事業所等)、療養病床など）がある場合は、その期間を除いた期間が3年以上あることが必要。

（言い換えると、実務経験5年のうちに、児童、障害児、障害者等の一定の施設・事業所等（5-Iに該当しないもの）における実務経験が3年以上あることが必要。）

#### 例①

- ・放課後等デイサービス 3年 →「2」の直接支援業務に該当。
- ・介護保険通所介護 2年 →「2」の直接支援業務に該当。  
かつ、「5-I」にも該当。

→「2」の期間

3年+2年=5年 →通算して5年以上あり

→「2」の期間から「5-I」の期間を除いた期間

5年-2年=3年 →3年以上あり →実務経験要件を満たす

#### 例②

- ・保育所 1年 →「2」の直接支援業務に該当。
- ・介護老人保健施設 4年 →「2」の直接支援業務に該当。  
かつ、「5-I」にも該当。

→「2」の期間

1年+4年=5年 →通算して5年以上あり

→「2」の期間から「5-I」の期間を除いた期間

5年-4年=1年 →3年以上なし →実務経験要件を満たさない

## 【6】報酬の算定（請求）に関する注意事項等（基本）

### 1 概要

#### （1）報酬の算定（請求）に関する基準

- 報酬の算定（請求）にあたっては、指定基準のほか、費用（報酬）の算定に関する基準の要件を満たし、算定基準に基づき正確な請求を行わなければなりません。  
→ 報酬（費用）に関する基準（告示、通知等）の内容をよく確認

#### （2）基本報酬、減算、加算の制度

- 報酬の構成  $\text{報酬} = \text{基本報酬} - \text{減算項目} + \text{加算項目}$

#### （3）報酬の正確・適正な請求（算定）

◎報酬の算定（請求）については、次の条件を満たしていなければならない。

- 指定基準や報酬の算定基準を満たしていること。
  - 減算要件に該当する場合は、減算して請求しなければならないこと。
  - 加算等の要件を満たさない場合は、加算等は、請求できないこと。加算等の要件を満たさなくなった場合は、請求を中止しなければならないこと。
- 報酬の請求にあたっては、サービス提供の実績、職員の勤務実績を確認し、算定基準に基づき、正確な請求を行わなければならない。

\* 算定していた加算等について、途中で算定要件を満たさなくなった場合は、要件を満たさなくなったときから算定（請求）を中止しなければならない。

（前橋市への届出後ではなく、直ちに中止）

\* 減算の適用期間等については、下記参照。

## 【7】減算について

- 報酬の減算要件に該当する場合は、基本報酬を減算して請求（算定）しなければならない。
  - 減算の種類
    - ①人員欠如減算（人員配置が人員基準を満たしていない場合）
      - ※ 従業者の数の不足だけでなく、常勤や専従等の要件を満たさない場合も該当
    - ②定員超過減算（一定の範囲を超える定員超過）
    - ③開所時間（サービス提供時間）減算※
    - ④個別支援計画未作成等減算
    - ⑤自己評価結果等未公表減算
    - ⑥身体拘束廃止未実施減算
- ※放課後等デイサービスは、学校休業日のみ該当の可能性あり。
- 内容や程度等により、減算に該当するかどうかや、適用期間等が異なる。以下、概要を記載。（詳細は、報酬の留意事項通知を参照）

### 1 人員基準を満たさない場合の減算

#### （1）児童発達支援管理責任者欠如減算

**児童発達支援管理責任者の要件を満たす者を配置できない場合や常勤・専任で配置できない場合**

- 指定基準違反に該当。
- 減算の要件に該当する場合は、減算（減額）して請求しなければならない。

#### 【減算の概要】 \*H30.4改正

○児童発達支援管理責任者欠如減算（利用者全員について減算）

基本報酬については、翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、減算して算定（請求）しなければならない。（翌月末日において、基準を満たすに至っている場合は除く。）

\*減算割合

減算開始当初は70/100（3割減額）。減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から50/100（5割減額）。

例：4月に児発管不在となり、不在の状態が継続したが、12月1日から児発管を常勤・専任で配置した場合。

→翌々月から（6月のサービス提供分から）3割減額

→減算が適用された月から5カ月目から（10月のサービス提供分から）5割減額。（12月分まで減算継続）

○個別支援計画未作成減算も対象となる。（下記3 参照）

#### （2）サービス提供職員欠如減算（利用者全員について減算）

**児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者※の配置が人員基準を満たさない場合**  
（※ H30.3.31 以前に指定の児童発達支援事業所は H31.3.31 までは「指導員又は保育士」）

- 人員基準に定める必要数が配置できない場合
- 常勤が1人以上いない場合 等

\* 定員ではなく、利用児童の数に基づいた配置が必要となることにも注意

- 指定基準違反に該当。
- 減算の要件に該当する場合は、減算（減額）して請求しなければならない。

【減算の概要】＊ H30.4改正

○サービス提供職員欠如減算（利用者全員について減算）

（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者）／（指導員又は保育士）

ア 基準上必要な員数から1割を超えて不足した場合

→ 翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算

イ 基準上必要な員数から1割の範囲内で不足した場合や、常勤や専従など、員数以外の要件を満たさない場合

→ 翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員につき、減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）

＊減算割合

当初は70／100（3割減額）。減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から50／100（5割減額）。

## 2 定員超過に係る減算（70／100）（3割減額）（利用者全員について減算）

【減算の概要】

### （1）1日あたりの利用実績による減算

1日の利用者の数が、利用定員に150／100を乗じて得た数を超える場合は、

→ 当該日について利用者の全員につき減算

### （2）直近の過去3ヶ月間の利用実績による減算

過去3ヶ月間（暦月）の利用者の数の平均値（延べ利用者数÷開所日数）が、

・利用定員が11人以下の事業所 利用定員に3を加えて得た数を超える場合

・利用定員が12人以上の事業所 利用定員に125／100を乗じて得た数を超える場合

→ 当該1月間について利用者の全員につき、減算

◎利用定員51人以上の場合や複数の単位を設置している場合、多機能型事業所については取扱いが異なる。（報酬の留意事項通知を参照）

< 参 考 >

（定員の遵守）

基準省令第39条

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

解釈通知第三の3（28）定員の遵守（基準第39条）

障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。

#### ①1日当たりの障害児の数

利用定員50人以下の場合

ア 1日の障害児の数（法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。以下同じ。）が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下になっていること。

イ（省略）

#### ②過去3ヶ月間の障害児の数

直近の過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。

（提供拒否の禁止）

基準省令第14条

指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

解釈通知第三の3（4）提供拒否の禁止（基準第14条）

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定した

ものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合は、

- ①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ②入院治療の必要がある場合
- ③当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。

(サービス提供困難時の対応)

基準省令第 16 条

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第 37 条第 6 号及び第 51 条第 2 項において同じ。）等を勘案し、利用申込みに係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

解釈通知第三の 3 (6) サービス提供困難時の対応 (基準第 16 条)

指定児童発達支援事業者は、基準第 14 条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合には、同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

### 3 個別支援計画未作成に係る減算 (※計画未作成減算は、該当利用者について減算)

【減算の概要】 \* H30.4 改正

- 計画未作成に該当した月から 70/100 (3割減額)  
(個別支援計画が作成されていない期間が3カ月未満の場合)
- 減算が適用された月から3カ月目から 50/100 (5割減額)  
(個別支援計画が作成されていない期間が3カ月以上の場合)

※ 計画未作成には、以下の場合を含みます。

- 児童発達支援管理責任者の資格要件を満たさない者が作成している場合
- 個別支援計画が基準の規定に従って適切に作成されていない場合 (6カ月に1回以上の計画の見直しが行われていない場合も含む)

### 4 開所時間減算 (利用者全員について減算)

【減算の概要】

- 運営規程に定めるサービス営業時間 (送迎のみを実施する時間は含まれない) が一定時間に満たない場合は、利用者全員につき、減算。(利用者の都合等により利用時間が短くなる場合を除く)  
□ 6 時間未満 (85/100) □ 4 時間未満 (70/100)
- ただし、放課後等デイサービスの「学校授業日」は、減算制度の対象外
- ここでいう運営規程に定める営業時間とは、受け入れ可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たしている時間のことをいう。

### 5 自己評価結果等未公表減算 \* H30.4追加 → 公表減算の適用年月日はH31.4.1~

【減算の概要】

- 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状況が解消されるに至った月まで、障害者全員について減算するものである。
- 算定される単位数：85/100 (1割5分減額)
- 公表方法：インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

### 6 身体拘束廃止未実施減算 \* H30.4追加

【減算の概要】

- 算定される単位数：1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 当該減算については、事業所等において身体拘束等が行われた場合ではなく、指定通所

基準又は指定入所基準の規定に基づいて求められている記録が行われていない場合に、利用者全員について、所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌日から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。

(参考)

○ 人員欠如減算について（1割の計算方法）

児童発達支援事業所、放課後等デイサービスでは次のような計算方法が考えられる。

「時間数」での計算とし、不足している時間数の割合が、月全体の必要勤務時間数（「ア：サービス提供時間数」×「イ：必要人員数」）に対し、1割かどうかを確認。

⇒月の不足時間数の合計÷月の必要勤務時間数 $\leq 0.1$

例：7/1～7/31（開所日数21日）

学校授業日のサービス提供時間 13：30～17：30（4時間）

学校休業日のサービス提供時間 8：30～17：30（9時間）

ア：月の不足時間の計算月

①7/1 13：30～14：30に2名不足→2時間

②7/7 16：30～17：30に1名不足→1時間

→7月の不足時間 ①+②=2時間+1時間=3時間 ⑤

イ：月の必要勤務時間数の計算「サービス提供時間数×開所日数×必要配置数」

7/1～7/20（学校授業日）

サービス提供時間4時間 児童指導員2人（利用者数10人以下）

③4時間/日×15日開所×2人=120時間

7/21～7/31

④サービス提供時間9時間 児童指導員2人（利用者数10人以下）

9時間/日×6日開所×2人=108時間

→7月の必要勤務時間数 ③+④=120+108=228時間 ⑥

⇒⑤÷⑥=3÷228=0.013 $\leq 0.1$

※この場合は1割未満の欠如となる。

※やむを得ない理由により定員を超えた利用者がいた場合は、実利用人数に応じた人員配置が必要となるため、人員配置を満たせない場合は人員欠如となります。

## 【8】放課後等デイサービスの基本報酬の区分

### 1 学校授業日、学校休業日の区分

※授業日、休業日で単価が異なります。授業日、休業日の区分は次のとおりです。

□平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A より抜粋  
問 69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか  
答 具体的には以下のことを指す。

- 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- 学校教育法施行規則第 63 条との規定に基づく授業がおこなわれない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

\* 次のような場合は

□授業が早く終わった日（早帰りの日）に、午前中からサービスを提供した場合  
→午前中からサービスを提供したとしても、学校授業日の単価で請求する。

□学校の運動会が土曜日にあり、月曜日は振替休日とされた場合

→土曜日は学校授業日の単価で請求し、月曜日は学校休業日の単価で請求する。

※ ただし、学校休業日のサービス提供時間を通じて人員配置をしていることが必要

※ 学校休業日と学校授業日が混在するため、人員配置に注意（混在している場合、両方のサービス提供時間にて人員基準を満たしていること）

□夏休み期間中の登校日に、サービスを提供した場合（公立学校）→学校休業日の単価で請求可

※ ただし、学校休業日のサービス提供時間を通じて人員配置をしていることが必要

□インフルエンザ等による学級閉鎖等は、以下のとおりとなる。

学級閉鎖→授業日。

学年閉鎖→学年閉鎖になっている学年の児童は休業日。

学校閉鎖→その学校の児童は、休業日。

【学級閉鎖と学年閉鎖の違い】

※文科省通知により、小中高特別すべてにおいて、「授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。」とある。

ついては、学級閉鎖を休業日としてしまうと、学年のクラス間で授業日数に差が出てしまうので、学級閉鎖については、当該クラスに属する生徒は、出席停止となるのみで、学年は授業日扱いとなる。（県特別支援教育課企画係担当者）

### 2 障害児の状態像、サービス提供時間による基本報酬の区分（重心対象除く）

(1) 概要（新しい基本報酬の区分を創設） \*H30.4～

- 利用者の状態像を勘案した指標（下記(2)①）を設定し、報酬区分を設定。
- 学校授業日の基本報酬については、サービス提供時間が短い事業所について、短時間報酬の区分を設定。

(2) 指標に該当する障害児（指標該当児）について ← 市町村が判断

①報酬の区分における指標

（次のア又はイのいずれかに該当する児童を指標該当児とする）

ア 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助



を必要とする状態であること

イ 別表（告示）に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること

②児童が指標に該当するかどうかの判定・・・市町村が行う。

### （3）報酬区分

#### イ 学校授業日

##### （1）区分1の1・指標該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%以上かつサービス提供時間が3時間以上

##### （2）区分1の2・指標該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%以上かつサービス提供時間が3時間未満

##### （3）区分2の1・指標非該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%未満かつサービス提供時間が3時間以上

##### （4）区分2の2・指標非該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%未満かつサービス提供時間が3時間未満

#### ロ 学校休業日

##### （1）区分1 指標該当

※

※指標に該当する障害児（指標該当児）の数が障害児全体の50%以上

##### （2）区分2

・指標非該当※

※指標該当児の数が障害児全体の50%未満

### （4）事業所の報酬区分の判定方法等について ← 事業所で割合を計算し、届出

#### 【報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について】

① 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、当該年度の前年度（4月1日～3月31日）の延べ利用人数を用いる。

報酬区分において区分1（1の1、1の2を含む）を算定するには、「指標該当児」の当該年度の前年度の利用延べ人数を、上記の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。

\*この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

#### ※前年度の「延べ利用人数」

例えば、利用者Aの前年度の利用日数が223日の場合は、利用者Aは、223人とカウントします。

② 多機能型事業所における報酬区分

障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける利用延べ人数により算出すること。例えば、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所の場合、放課後等デイサービスの児童について、指標該当児の割合を算出する。

③ 新設、増改築等の場合の障害児の数について

ア 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定。新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出。

イ 定員が減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の利用延べ人数により算出する。

ウ これにより難しい合理的な理由がある場合であって、県知事が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。

★ 各事業者は、指標該当児童の割合を算出し、報酬区分の届出を行う必要があります。

**\*既存の事業所の場合**

・**毎年度4月届出**

前年度の延べ利用人数を用いて算出

**\*新設又は増改築の事業所の場合**

【放課後等デイサービス（重心除く）】

① **新設又は増改築等の時点から3月未満の間**

新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により算定。

※ 在籍者数も指標該当児数も実人数にて算定。

※ 体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点、当該月10日まで

② **新設又は増改築等の時点から3月以上1年未満の間**

新設又は増改築等の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算定する。

※ 体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から4月目の10日まで

③ **新設又は増改築等の時点から1年以上経過している場合**

直近1年間における障害児の延べ利用人数により算

定。

※ 体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から1年後の10日まで

④ **③以降の場合**

毎年4月に当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の延べ利用人数を用いて算定する。

※ 体制届の提出期限：毎年4月10日まで

● 重心児を受け入れた場合は、上記計算に含むため、市町村に指標該当判定をしてもらう必要があります。

※参考 【児童発達支援（センター、重心除く）】

① **新設又は増改築等の時点から3月未満の間**

新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める未就学児（小学校就学前の障害児）の割合により算定。

※ ①だけは、在籍者数も未就学児（小学校就学前の障害児）数も実人数にて算定。

※ 体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点、当該月10日まで

② **新設又は増改築等の時点から3月以上1年未満の間**

新設又は増改築等の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算定する。

※ 体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から4月目の10日まで

③ **新設又は増改築等の時点から1年以上経過している場合**

直近1年間における障害児の延べ利用人数により算定。

※ 体制届の提出期限：新設又は増改築等の時点から1年後の10日まで

#### ④ ③以降の場合

毎年4月に当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の延べ利用人数を用いて算定する。

※ 体制届の提出期限：毎年4月10日まで

- 重心児を受け入れた場合は、上記計算に含みます。

【児童発達支援センター、主たる対象が重症心身障害児の事業所】

児童発達支援センター、主たる対象が重症心身障害児の事業所は、上記の報酬算定区分は対象ではありません。未就学児等支援区分又は障害児状態等区分は、非該当となります。

\* 児童発達支援センター \*

- ・ 主たる対象が難聴児、重心児以外のセンター⇒通常のセンターの基本報酬を算定
- ・ 主たる対象が難聴児のセンター  
⇒ 難聴児に対して児童発達支援を行った場合・・・センターの難聴児対象の基本報酬  
⇒ 難聴児以外に対して児童発達支援を行った場合・・・通常のセンターの基本報酬
- ・ 主たる対象が重心児のセンター  
⇒ 重心児に対して児童発達支援を行った場合・・・センターの重心児対象の基本報酬  
⇒ 重心児以外に対して児童発達支援を行った場合・・・通常のセンターの基本報酬

\* 主たる対象が重症心身障害児の事業所 \*

- ・ 重心児に対してサービスを提供した場合⇒重心の基本報酬を算定
- ・ 重心児以外に対してサービスを行った場合⇒ 児童発達支援・・・未就学児等支援区分Ⅰ  
⇒ 障害児状態等区分・・・区分1 の1

---

※届出のない場合は、区分2の報酬になります。

### 【9】 児童発達支援の基本報酬の区分 （重心対象除く）（センター除く）

\* H30.4 改正

小学校就学前の障害児（未就学児）の数が利用者全体の70%以上か、未満かで報酬の区分が異なる。

※ 未就学児・・・小学校就学前の障害児。

※ なお、学校教育法第1条の学校（幼稚園、大学除く）に学籍のある児童（不登校の児童等）は、放課後等デイサービスの利用になります。

## 【10】加算等について

- ・算定基準を満たさない場合は、請求（算定）できません。
- ・加算等の算定要件を満たさなくなった場合は、請求（算定）を中止しなければなりません。

### 1 人員配置に係る加算の注意（基本）

○有資格者（児童指導員等）配置加算、児童指導員等加配加算、福祉専門職員配置等加算・・・etc

○注意

① 加算要件を満たすにあたり、児童発達支援管理責任者を含めることはできない。例：  
福祉専門職員配置等加算Ⅰ、Ⅱ

児発管が介護福祉士資格を有していても、算定対象外。

例：加配加算

児発管は、人員基準上の従業者の数にも、加配職員の数にも含めることはできない。

例：児童指導員等加配加算－加配加算（児童指導員等の場合）

・加配職員についても児童指導員等でなければ算定できない。

② 加算要件を満たすにあたり、人員基準上の資格要件を満たさない職員を含めることができない場合が多い。（サービスの種類、加算の種類により異なる。）

例：福祉専門職員配置等加算

・加算Ⅰ、Ⅱは、児童指導員又は障害福祉サービス経験者が対象、加算Ⅲは児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者が対象。（加算Ⅰ、Ⅱで、指導員が介護福祉士資格を有していても算定対象外）

・重心対象の児童発達支援、放課後等デイサービスでも、基準上の職員に該当しない職員（指導員）が介護福祉士資格を有していても算定対象外

③ 加配加算（定員超過の場合の注意）

・加配加算は、人員基準上必要となる従業者の数に加えて、加配職員を一定数配置する等の要件を満たすと算定できるが、定員超過の場合は、人員基準上必要な数が増加することに注意。（増員が必要）

④ 「児童指導員等」について

・「児童指導員等」の範囲は、サービスの種類により、加算の種類によって異なる。（告示、通知等をよく確認）

・なお、「児童指導員」と「児童指導員等」も異なるので注意。

⑤ 職員や勤務体制が少し変更になっただけでも算定要件を満たさなくなることが多い。  
職員変更時、勤務体制変更時、報酬請求時等はよく確認。

#### ■H30年4月報酬改定における改正

加算の算定要件の変更、加算の種類追加等、様々な変更があります。

→ 加算の算定要件（報酬の告示、通知、Q&A等）をよく確認してください。

### 2 「常勤換算」について

・加配加算等、加算の算定要件で、「常勤換算」により算定した場合に「〇人以上」であれば算定可能等とされている場合がありますが、常勤換算の方法は以下のとおりです。

◎注意 人員基準は、常勤換算基準ではないことに注意

・加配加算は、常勤換算による算定とされており、多少、不足する日があっても、他の日に多めの配置があり、月全体でみて常勤換算要件を満たしている場合は常勤換算上は要件を満たすこととなります。

- ・ただし、人員基準は、常勤換算基準ではなく、「サービス提供時間帯を通じて基準に定める必要数が常に配置されていなければならない。」という基準になっていますので、人員基準上の必要数が不足している日や時間帯があれば人員基準不適合に該当します。

## **常勤換算の方法**（常勤換算の仕方）

- ・常勤換算とは、常勤の職員で何人分になるかを換算する方法です。

従業者の勤務延べ時間数（当該事業所の当該サービスに従事する勤務時間の延べ数）を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に32時間を下回らないこと）で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法。具体例は下記のとおり。

\* なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とするものとする。

### ○具体例 ある事業所の4週間の例

#### A：従業者の勤務延べ時間数（4週間分）\*

- ・職員ア 140時間
- ・職員イ 120時間
- ・職員ウ 105時間
- ・職員工 88時間

**総計（A）（ア～エの合計） 453時間**

\*注 従業者の勤務延べ時間数は、**対象となる職員**の勤務時間数を合計。**対象にならない職員**（例：児発管等）分を算入しないこと。

#### B：当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数 週35時間 → 4週間では140時間（B）

→ 従業者の勤務延べ時間数（A）を常勤の勤務すべき時間数（B）で割る。

$$\underline{A（453時間） \div B（140時間） = 3.2人}$$

### ※注意 分子と分母の期間はそろえること

- ① 前橋市への届出時に提出する勤務体制表等の記載  
4週間分（28日分）の勤務体制を記載する書式になっています。

加算届出書の常勤換算の値を記載する欄も、分子（A）、分母（B）とも、4週間分の値を記載することが想定されています。

A： 4週間（28日）の従業者の勤務延べ時間数

→

B： 4週間（28日）の常勤の勤務すべき時間数

※注意 分子の従業者の勤務延べ時間数を、その月全体分（31日分等）の値とし、分母の常勤の勤務すべき時間数は、4週間分の値としているケースがみられますが、双方の期間が異なると、過剰な値になってしまうので注意。

- ② なお、その月（当月）が要件を満たしているかどうかをチェックするにはその月（当月）全体について常勤換算を行う方法等により確認する。

A：当月（31日の月なら31日分）の従業者の勤務延べ時間数

→

B：当月（31日の月なら31日分）の常勤の勤務すべき時間数\*

\* 当月の常勤の勤務すべき時間数は、月により異なる。（曜日の配列や勤務体制等により異なる。例：4週間で 160時間でも月全体では 176時間になる等

### 3 その他各種加算について

#### ○注意点

- ・単に支援等を「実施した」というだけでは、算定（請求）できません。算定要件を満たしていることが必要です。（算定要件（告示、通知、QA）をよく確認）

例：欠席時対応加算の場合は、①～④の要件を満たすことが必要。

- ① あらかじめ利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合であること。  
※ 利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に限る
- ② 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、  
※ 電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該サービスの利用を促すなどの相談援助を行うこと。
- ③ 障害児の状況、相談援助の内容等を記録していること
- ④ 1月につき4回を限度とすること（重心を除く）。

#### ※ 延長支援加算について

##### ○留意事項通知

延長支援加算の取扱い（第二の2（1）⑮）（一部抜粋）

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、・・・以下のとおり取り扱うこととする。

ア～ウ（略）

エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

○平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月30日事務連絡 一部抜粋）

<問66 延長支援加算>

「やむを得ない理由」を記載する障害児支援利用計画は、指定障害児相談支援事業所が作成したものに限られるのか。

<回答>

原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載している場合に算定できる。（以下略）

※延長支援加算を算定する場合は、指定障害児相談支援事業所が作成する障害児通所支援利用計画（サービス等利用計画）に「やむを得ない理由」が必ず記載され、それをもとに作成される児童発達（放課後等デイサービス）利用計画（個別支援計画）にも記載があることが必要。

※新規で算定する場合の届出には、障害児通所支援利用計画（サービス等利用計画）と児童発達（放課後等デイサービス）利用計画（個別支援計画）のいずれかを添付することが必要。

※既に算定している事業所も、両方の書類が整っていることが必要。